

吹田市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（素案）の策定について

<p>1 諮問する項目 （諮問の根拠）</p>	<p>吹田市における個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に基づく処分に係る審査基準（素案）（以下「審査基準」という。）の策定について （吹田市個人情報保護条例第 38 条第 2 項）</p>
<p>2 諮問事項の概要</p>	<p>1 策定の根拠 審査基準とは、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準のことをいいます。 個人情報の保護に関する法律に基づき、〇〇〇〇の情報を開示してほしいという開示請求等に対して、全部開示や部分開示等の決定を行うことは、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであり、同法第 5 条の規定に基づき、審査基準を策定し、公表する必要があるものです。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>（参考） 行政手続法（平成五年法律第八十八号） 第二章 申請に対する処分 （審査基準） 第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。</p> </div> <p>2 策定に当たって 国が示すガイドライン及び事務対応ガイドの記載や、個人情報保護委員会をはじめとする国の機関が先行して策定している審査基準を参考としました。</p> <p>3 審査基準の概要 第 1 開示決定等の審査基準 第 2 保有個人情報該当性に関する判断基準 第 3 不開示情報該当性に関する判断基準 1 開示請求者に関する情報（法第 78 条第 1 項第 1 号） についての判断基準 2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第 78 条第 1 項第 2 号）についての判断基準</p>

	<p>3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第78条第1項第3号）についての判断基準</p> <p>4 審議、検討等に関する情報（法第78条第1項第6号）についての判断基準</p> <p>5 事務又は事業に関する情報（法第78条第1項第7号）についての判断基準</p> <p>第4 部分開示に関する判断基準</p> <p>第5 裁量的開示に関する判断基準</p> <p>第6 保有個人情報存否に関する情報に関する判断基準</p> <p>第7 訂正決定等の審査基準</p> <p>第8 利用停止決定等の審査基準</p>
3 審議に諮る理由	吹田市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（素案）を策定することは、本市における個人情報保護制度を適正に運用していく上での重要事項に当たるため
4 今後の予定	<p>R5.1.26～R5.2.24 意見提出手続きの実施</p> <p>募集期間終了後 結果の公表</p> <p>R5.4.1 施行・公表</p>
5 審査基準施行日	令和5年(2023年)4月1日を予定 (法及び法施行条例の施行期日と同じとします。)
6 担当室課	市民部 市民総務室